

# 官報

号外  
平成十三年三月十六日

## ○第一百五十一回 衆議院會議録 第十四号

平成十三年三月十六日(金曜日)

### 議事日程 第六号

午後零時三十分開議

- 第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
- 第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)
- 第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

### ○本日の會議に付した案件

- 日程第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
- 日程第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)
- 日程第三 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改正の特例に関する法律案(内閣提出)
- 環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- の趣旨説明及び質疑

平成十三年三月十六日 衆議院會議録第十四号

午後零時三十分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

○議長(綿貫民輔君) 日程第一とともに、日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

日程第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

日程第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案、日程第二、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員長堀込征雄君。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

〔堀込征雄君登壇〕

○堀込征雄君 ただいま議題となりました両法案について申し上げます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案外 案 恩給法等の一部を改正する法律案

〔賛成者起立〕

平成十三年三月十六日 衆議院會議録第十四号

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、意欲ある担い手に対して経営の実情に応じた資金の融通を行うため、農林漁業金融公庫資金制度の見直しを行うとともに、財政改革を踏まえ、農林漁業金融公庫の資金調達手段の多様化、自律性の向上を図るための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三月八日谷津農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十五日政府に対する質疑を行いました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、酪農の健全な発達に資するため、牛乳の処理または乳製品の製造施設について、農林漁業金融公庫が、乳業者に対し、長期低利資金を融通する臨時措置をさらに五年を限り延長するとともに、融資の対象として、牛乳または乳製品の流通施設を加えようとするものであります。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、昨十五日農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第三 恩給法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長御法川英文君。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔御法川英文君登壇〕

○御法川英文君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、恩給受給者に対する処遇の改善を図るため、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部の引き上げ、遺族加算の年額の増額等、所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、三月七日本委員会に付託され、昨十五日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔賛成者起立〕

平成十三年三月十六日 衆議院會議録第十四号

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小此木八郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)  
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。法務委員長保利耕輔君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び  
同報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書  
(本号末尾に掲載)

〔保利耕輔君登壇〕

○保利耕輔君 たいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案外一案、業団法の一部を改正する法律案についての川口環境大臣の趣旨説明

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
本案は、裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を三十人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を九人、増加しようとするものであります。

次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。  
本案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、浦和地方裁判所、浦和家庭裁判所及び浦和簡易裁判所の名称等を変更するほか、下級裁判所の管轄区域等の表示について所要の整理を行うとするものであります。

両案は、内閣から提出され、去る七日日本委員会に付託されたものであります。  
委員会においては、九日高村法務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたします。  
両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○小此木八郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一案 環境事

内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。  
○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)  
平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。  
委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鈴木俊一君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書  
平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案及び同報告書  
(本号末尾に掲載)

〔鈴木俊一君登壇〕

○鈴木俊一君 たいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。  
本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を恩給の額の引き上

げに準じて平成十三年四月分から引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大することとするものであります。  
次に、平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十三年度において、特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等について、物価スライドによる年金の額等の改定の措置を講じないこととするほか、次期財政再計算までに、特例措置を講じたことによる財政影響を考慮して、給付額や物価スライド規定のあり方等について検討することとするものであります。

両案は、去る二月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、本日の委員会において質疑を行った後、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたします。  
両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明  
○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、環境事業団法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。環境大臣川口順子君。

〔国務大臣川口順子君登壇〕

○国務大臣(川口順子君) たいま議題となりました

した環境事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に必要な体制を速やかに整備し、その確実かつ適正な処理を推進することが喫緊の課題となっております。こうした課題を踏まえ、環境事業団を活用することとし、その業務にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等を行う業務を追加する等、所要の改正を行うものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、業務の追加及び見直しであります。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等を行う業務及び環境大臣が指定する者に対し、その処理に要する費用につき助成を行う業務を追加いたします。また、これらの業務を追加するに当たり、既存業務の一部を廃止することとしております。

第二に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の軽減を図るために、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、政府及び都道府県から交付を受けた補助金と、政府及び都道府県以外の者からの出捐金をもってこれに充てることとしております。

第三に、環境事業団が発行する債券に係る債務の担保に信託するため、その金銭債権の一部を信託会社等に信託することができることとする等、資金調達手段の多様化を図るために必要な規定を設けることとしております。

このほか、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。なお、今回追加する業務については、平成二十八年三月三十一日までの間に廃止を含めて見直しを行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。山田敏雅君。

(山田敏雅君登壇)

○山田敏雅君 私は、民主党山田敏雅でございます。私は、民主党、無所属クラブを代表して、ただいま議題になりました環境事業団法の一部改正案につき、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣に質問いたします。(拍手)

私は、議員になりました八カ月たちました。この国権の最高機関である国会で働けることを、大変喜びと誇りに思っております。しかし、この八カ月間で、私は、この国会で行うべき民主的な議論が果たして行われていたのかどうか、非常に疑問になる点がございます。質問に対して役所がくつった答弁を読むだけということでは、本当の議論は行われたいと思っております。

今回はPCBの問題であります。過去三十年間の行政の失敗を、ここで新たに国民の税金を使ってこの失敗を正当化する、こういう問題をきょうは議論いたします。ぜひ大臣、役所のつくった答弁の原稿ではなく、よく私の質問を聞いてお答えいただきたいと思っております。

私は、先日、C・W・ニコルさんにお会いしました。ニコルさんは、御存じのとおり、北極のイヌイットの支援を続けておられます。この北極に淡水アザラシ、北極の湖がございます。この淡水アザラシにPCBが検出されました。北極のクマは、既に皆さん御存じのとおり、体脂肪に高濃度のPCBが蓄積しております。北極の淡水の中に、海洋汚染、食物連鎖のない地域にPCBが検出されたことは、改めて、地球規模で、そして想像を絶する汚染が行われております。これは、PCBが環境では決して破壊されることのない物質であること、そして、人間も含めて、生物の体内

に一たん入れれば二度と出ることはない、そういう物質であるということを確認していると思っております。

一九九六年に、アメリカのボルボーン博士は、奪われし未来という本を発表いたしました。これは、五大湖の魚を食べた母親から生まれた子供は明らかに知能障害がある、知能の低下が認められるという報告であります。

胎児の脳機能はPCBやダイオキシンによって機能障害が起き、そして知能の低下とADHD、日本では呼ばれております学習障害、正確には注意欠陥多動性障害と申しますが、胎児の脳が正常に発達しないという現象が起きております。

現在、アメリカでは、このADHDは、アメリカの子供の中の一〇％に認められております。地域によっては、二〇％の子供たちに脳の障害が認められております。日本においては、このような学習障害がADHDと認められておりません。そこで、坂口厚生労働大臣にお伺いいたします。

このボルボーン博士の、PCBと胎児の脳の発達の障害に関する因果関係について、我が国においてはこれを認めているのでしょうか。そして、十分な検証が行われているのでしょうか。そして、妊婦に対する安全対策について正しい議論が行われているのでしょうか。お答えください。過去の例に見られますように、日本の厚生省の対応は、外国に比べていつも後手に回っているということをお忘れにならないでください。

さて、PCBですが、三十年間、PCBの処理は全く行われませんでした。三十年前に、補助金を使って、PCB処理協会が通産省の指導のもとに設立されました。その後十二年間、三十九カ所の処理施設の候補地を当たりました。一カ所も決まりませんでした。それどころか、現在では三十九万台のトランスが保管されておりますが、そのうち三万台が既に紛失、不明、このような事態になりました。

ここで、お伺いいたします。平沼大臣、経済産業省として、この三十年間の省の責任と総括は行われたのでしょうか。

私は、今大臣がお手元へ答弁書をお持ちだと思います。その答えは大体わかっております。PCB処理協会が設立後十九年に出したメモがございます。このメモは、十九年間で何もできなかったことに対する言いわけが書いてあります。四つあります。一つは、住民が反対しました。一つは、廃棄物のイメージが悪かった。二つ目は、地元対策ができなかった。四つ目は、処理技術に信頼感がなかった。こういうふう書いておられます。恐らく、そういうふうにお答えしていただくのだと思っております。

しかし、最後に書いてあることが、つあります。これは答弁していただけないと思っておりますが、このメモの最後に、立地交渉条件の一つとして、監督官庁を含めた公的機関に対して、万の事故の責任と補償を要求されるケースがある、多いと書いてあります。すなわち、どういふことかとい

えは、通産省がこの責任と補償を認めれば、この三十九カ所の候補地のうち、少なくとも数カ所は賛成してきていたはずであります。通産省はこの責任と補償をとりたくないから、このすべての候補地、十二年間にわたって検討した三十九カ所をだめだというふうにならなくて済みます。大臣は今の最後の点について、ぜひ責任のある答弁をお願いしたいと思います。(拍手)

さて、その処理協会は、昭和六十年に、すべての候補地はだめだということであきらめました。そして、十五年間がたちました。毎年予算を七千万円使って記録台帳の整理をしておりました。平成四年にはこの台帳は既に地方公共団体すべてに渡りましたので、平成四年以降はまさに仕事のない協会であります。なぜ十五年間も、このような税金のむだ遣い、仕事のない協会を通産省は放置したのでしょいか。これについて明快な御答弁をお願いいたします。

さらに、環境大臣にお伺いいたします。

平成十二年二月十六日 衆議院会議録第十四号

環境事業団が処理施設を建設し、中小企業に毎年五十億円の補助金を与えるというのが今回の法案の改正であります。

さて、この環境事業団は何をしていたか。国立公園の中にホテルをつくる事業をしておりました。何とも不思議な事業でございますが、国立公園の中にホテルをつくって、第三者に譲渡するという仕事をしておりました。しかし、岡山県の玉野市にホテルをつくって、第三セクターに譲渡する予定が、第二セクターが倒産いたしました。七

年間、このホテルは国立公園の中に野ざらしになっております。環境事業団の仕事がなくなってしまうました。

そして、今回、この環境事業団は、かつてPCBについて一度も、知識も経験もない事業団であります。ここに、一基四百億円という事業費を使って全国に五カ所から六カ所つくる、すべてで二千億円、そして、年間に五十億円の補助金を与える、総額七百億円、この事業をこの環境事業団がすることになりました。

まさに、この事業団が仕事が無くなったので、これを救済するためにわざわざ仕事をつくったのではないのでしょうか。環境大臣、お願いいたします。

このPCBの処理事業は、今から二十年前、民間の企業が十数社、事業計画を出してまいりました。すなわち、四百億円の事業費で年間約百億円の売り上げを上げることができると。十分、ビジネスとしてペイする事業であります。二十年前には、十数社がこの事業計画を提出し、民間でぜひやりたいという計画があちこちございました。しかし、今、この事業を国でやるという意味は一体あるのでしょうか。この事業こそ、PFI、民間の資金を使って、そして公共事業を行う絶好のチャンスだと思っております。

環境事業団法の二部を改正する法律案の趣旨説明に対する山田敏雅君の質疑

が、地下鉄やモノレールや高速道路を、PFI、民間の資金で、税金を一円も使わないでこのような公共事業を完成しております。

今、私たちの国は財政危機、私は、本当にPFIが必要なきはまさに今であると思っております。環境大臣、これをぜひ検討していただきたいと思っております。

今、行政が本当に掲げるべき目標は、国民の税金をできるだけ安くして、最大の行政サービスをするということではないでしょうか。今、この事業は、この法律ではその行政の目標を逸脱するものであります。ぜひ原点に戻って、大臣の答弁をお願い申し上げます。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇)

○国務大臣(坂口力君) PCBやダイオキシンについてのお尋ねでございます。これらの物質が人の健康に与える影響につきましては、現時点では、科学的に全部解明されていくというわけではございません。それだけに、国民の健康を確保する観点から極めて重要な課題であるというふうな思っているところでございます。

このため、厚生労働省では、これらの物質の摂取と健康影響の因果関係を解明するために、哺乳動物を用いた実験による胎児への毒性影響、人への暴露量と健康影響の関係等につきまして、調査研究を積極的に進めているところでございます。御指摘になりましたコルボーン博士の見解につきましても、貴重な科学的知見の一つとしてお受けとめをさせていただいているところでございます。

また、これらの物質の摂取に關しまして、PCBにつきましては、魚介類等の食品に対して暫定規制値を設定いたしましたして監視指導を行っておりますとともに、ダイオキシンにつきましては、耐容一日摂取量として体重一キログラム当たり四ピコグラムTEQを設定しております。

今後とも、調査研究の推進や科学的知見の収集を通じて、PCBやダイオキシンの人に対する健康影響の早急な解明に努力をし、着実な取り組みにつなげていきたいと考えているところでございます。

今後とも努力することをお約束申し上げて、答弁いたします。(拍手)

(国務大臣平沼勉夫君登壇)

○国務大臣(平沼勉夫君) 山田議員にお答えをさせていただきます。山田議員も原稿をお読みになられておりましたので、私も、ところどころ、肝心なところだけは読ませていただきたい、こう思っております。

先ほど、三十年近くの間、放置していたのは大変な責任ではないかと、四つの問題点を指摘されました。その四つの問題点というのは、そのとおりだと私思っております。

ただ、一つは、一生懸命に当時の環境庁と努力をしながら、高温処理の技術を開発してまいりました。そして、御指摘のように三十九、いわゆる都道府県で採用しようという検討が始まったわけでありまして、しかし、当時、カネミ油症等の問題がありまして、この排出するガスに対して大変住民の皆様方のアレルギーがあった。そういう中で、非常に努力をして説得をしたわけでありまして、なかなか合意を得るに至らなかった、このことは残念なことだと思っております。

そして、さらに努力をさせていただいて、化学的な処理をする方法も今開発をし、これもいい線のところまで来ております。こういったところも今一生懸命努力をし、これまでも努力をしてきたところでありまして、御指摘のとおり、三

十年間、一カ所もPCBを処理するそういうものがない問題だと思っております。しかし、御理解いただきたいのは、決して放置をしたことではなくて、化学処理を含めて不断の

努力をして一生懸命頑張ってきた、こういうことだけは御理解をいただきたいと思っております。(拍手)

それからもう一つは、十五年前に役目を終わらたろう、そして、このことについての見解を聞きたい、こういうことでもございましたけれども、PCB協会が作成、管理してきたPCB使用機器の管理台帳は、厚生省が平成四年として平成十年に全国一斉調査を実施した際にも利用させていただきました。現在まで継続されてきた管理台帳の更新業務は、これから行われるPCBの無害化処理のために必要な業務であったと我々は認識しております。

また、高温焼却処理によるPCB処理施設の建設が事実上困難と判断された以降、すなわち平成三年ごろも、協会以外のPCB無害化処理の推進体制は依然として未整備の状況であったため、PCB無害化処理を目的とした協会が使命を終えたとは考えられなかった。

こういうことでもございまして、十五年の間放置をした、こういうことじゃなくて、一部機能していたということも御理解をいただきたい、このように思っているわけでありまして。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣川口順子君登壇)

○国務大臣(川口順子君) 二点、お尋ねがあったかと思っております。

まず第一に、今回の計画は事業団を救うためであって、税金のむだ遣いではないかということでございます。

PCB対策、PCBの廃棄物を早急に処理するためには、国が関係自治体の協力を得ながら、必要な役割を果たす形で施設の整備や処理業務に当たることが不可欠でございます。このために、環境事業団を事業主体として活用することが最も適当だと考えたからでございます。

今回の計画は、御指摘のように、環境事業団を救済するため、あるいはわざわざ仕事をつくった

のではないかとお話がございましたけれども、そういうことではございません。まさに、PCB廃棄物の早急な処理が必要なことであるからでございます。

二番目に、このような事業こそ、民間の資金と活力を利用するPFIがびったりではないかというお尋ねでございます。

PCB廃棄物の処理につきましては、民間事業者によってその体制を整えるべく、電気絶縁物処理協会を中心に努力をしてきたけれども、その実現ができなかったという経緯があることは、ただいま平沼大臣及び山田議員御自身がおっしゃったとおりでございます。

これもまた平沼大臣が今おっしゃられたことですけれども、我が国においては、カネミ油症事件という非常に不幸な事件が発生をしたという特異な問題があったということでもございまして、これまで実現ができませんでしたのは、民間企業では、まさに商業ベースということが前に出ざるを得ないということで、施設の設置に当たってなかなか地元住民や自治体の理解を得ることが困難だったという状況があったのではないかと私も認識をいたしております。

PFI事業といいますが、事業実施の責任主体は商業ベースを基本とする民間企業とならざるを得ないことから、この事業につきましては、PFI事業で実施することは困難と考えております。

それから三番目に、今回の法改正のように、処理施設費で二億円以上、中小企業者への補助金で七億円以上の税金を使うのはむだ遣いではないかというお尋ねでございます。

環境事業団がPCB廃棄物の処理事業を行う際も、これらの投資については借入れを行います。施設の整備、運営に要する費用につきましては、排出事業者の処理費用によって回収をいくということが原則でございます。

ただ、PCB廃棄物の処理に当たりましては、国民に安心をしていただきながら、その理解を得

られる形で処理をすることが必要でございます。そのため、化学的処理により処理を行う方針でありますけれども、これは高温焼却処理に比べまして高額な処理費用がかかるということでございまして、負担能力の小さい中小企業者に対しては、処理が円滑に進むように、処理費用の負担を軽減することが必要と考えております。

このため、環境事業団に対する施設整備費補助を通じまして中小企業者の処理の原価を圧縮するとともに、さらに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成措置を講ずることとしたしております。これらの措置は、御指摘のように税金をむだ遣いするものではなくて、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理、それを速やかに進めるために必要不可欠であるということでございます。

以上でございます。(拍手)  
○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。  
午後一時十四分散会

出席国務大臣

- 総務大臣 片山虎之助君
- 法務大臣 高村正彦君
- 厚生労働大臣 坂口力君
- 農林水産大臣 谷津義男君
- 経済産業大臣 平沼赳夫君
- 環境大臣 川口順子君

○議長の報告

(議決通知)

一、昨十五日、本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

中央選挙管理委員会

- 浅野大三郎君 石原輝君
- 田中昭一君 浅井美幸君
- 鷲野忠雄君
- 元宿仁君 金井和夫君
- 西川洋君 鳥居一雄君
- 松井繁明君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

- 辞任 根本 匠君 補欠 宮腰 光寛君
- 宮腰 光寛君 根本 匠君

総務委員

- 辞任 谷 洋一君 補欠 林省之介君
- 山本 公一君 七条 明君
- 山村 健君 大谷 信盛君
- 七条 明君 山本 公一君
- 林省之介君 谷 洋一君
- 大谷 信盛君 山村 健君

農林水産委員

- 辞任 岩倉 博文君 補欠 中本 太衛君
- 上川 陽子君 平井 卓也君
- 福井 照君 松野 博一君
- 佐藤謙一郎君 平岡 秀夫君
- 高橋 嘉信君 黄川田 徹君
- 松野 博一君 岡下 信子君
- 岡下 信子君 福井 照君
- 中本 太衛君 岩倉 博文君
- 平井 卓也君 上川 陽子君
- 平岡 秀夫君 佐藤謙一郎君
- 黄川田 徹君 高橋 嘉信君

議院運営委員

- 辞任 七条 明君 補欠 森 英介君

(議案提出)

- 増原 義剛君 松宮 勲君
- 永出 寿康君 五十嵐文彦君
- 漆原 良夫君 江田 康幸君
- 江田 康幸君 漆原 良夫君
- 松宮 勲君 増原 義剛君
- 森 英介君 七条 明君
- 五十嵐文彦君 永出 寿康君

(議案提出)

一、昨十五日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程案(議院運営委員長提出)

(議案付託)  
一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(保岡興治君外六名提出、衆法第八号) 法務委員会 付託

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号) 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第三二号)

以上二件 厚生労働委員会 付託

(議案送付)  
一、昨十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

平成十三年二月十六日 衆議院會議録第十四号

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

、昨十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
踏切道改良促進法の一部を改正する法律案  
新産業都市建設促進法等を廃止する法律案  
関稅定率法等の一部を改正する法律案  
環境省設置法の一部を改正する法律案  
、昨十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

右  
内閣に提出する。

平成十三年二月十九日  
内閣総理大臣 森 喜朗

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律  
農林漁業金融公庫法の一部改正)

第一条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

日次中「第二十九条―第三十一条」を「第二十九条・第三十条」に、「第六章 補則(第三十一条―第三十四条)」を「第六章 雜則(第三十一条―第三十三條)」に、「第二十五条―第三十七條」を「第三十四条―第三十六条」に改める。

第一条第一項中「且つを」を「かつ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条第二項中、「主務大臣の認可を受けて」を削る。

第四条第一項を次のように改める。  
公庫の資本金は、政府の出資金三千四百十八

億三千七百万円及び経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和二十三年法律第六十九号)第十條第一号の規定により同法第十條第一号に掲げる非補助小圃地等土地改良事業助成基金に充てるものとして政府から出資された六十五億円の合計額とする。

第六條中「又はこれに類する名称」を削る。  
第十一條第二項中「総裁、副総裁、理事及び監事」を「役員」に改め、同條第三項中「総裁、副総裁、理事又は監事」を「役員」に改める。

第十二條中「総裁、副総裁、理事又は監事」を「役員」に改め、同條次に次の一條を加える。  
(役員(の解任))  
第十二條の二 主務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前條の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任することができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。  
二 刑事事件により有罪判決の言渡しを受けたとき。  
三 破産の宣告を受けたとき。  
四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 主務大臣は、総裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

4 総裁は、第二項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 主務大臣は、公庫の副総裁又は理事が第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき

は、総裁に対しその役員(の解任を命ずること)ができる。

第十三條中「総裁、副総裁、理事及び監事」を「役員」に改め、同條次に次のただし書を加える。  
ただし、主務大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

第十七條の二を次のように改める。  
(役員(の給与及び退職手当の支給の基準))  
第十七條の二 公庫は、その役員(の給与及び退職手当)の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十八條第一項第八号中「資金」の下に「当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。」を加え、同條第二項中「第二号」を「第一号の七」に、「第五号の二」を「第一号の七、第五号の二」に、「貸付の」を「貸付けの」に改め、同條第四項を次のように改める。

4 公庫は、第一項に規定する業務のほか、第二十一条の規定により譲り受けた債権の処理に関する業務を行うことができる。

第十八條の二 第一項中「第一條第三項」を「第一條第二項」に改める。  
第十八條の三 第一項中、「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改める。  
第十九條第一項中、「主務大臣の認可を受けて」を削り、「その他の」の下に「主務省令で定める」を加え、同條第三項中「貸付」を「貸付け」に改める。

第二十條第一項中「定め、主務大臣に提出し、そのを」を作成し、主務大臣の「に」、また同様を「同様」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第二十一条中「主務大臣に提出してそのを」並びに「当該四半期における第二十四条第四項の規定による短期借入金(の借入れの最高額を定め、主務大臣の「に」、また同様を「同様」に改める。

第二十四条第一項中「借入」を「借入れ」に改め、同條第二項中「貸付」を「貸付け」に改め、同條第三項中「附する」を「付する」に改め、同條第四項中「第一項」の下に「及び第四項」を加え、「外」を「ほか」に、「借入」を「借入れ」に改め、同項を同條第八項とし、同條第三項の次に次の二項を加える。

4 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、第一項に規定する資金の借入れの予算で定める限度額及び次條に規定する農林漁業金融公庫債券(以下この項において「債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、第一項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十一条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をする事ができる。

5 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。

第二十四条の次に次の二條を加える。  
(債券の発行)  
第二十四条の二 公庫は、主務大臣の認可を受けて、農林漁業金融公庫債券(以下この條及び次條において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

3 前二項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九条、第二百十条及び第三百十一条(社債管理会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十四条の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第一項の規定により発行する債券(外国通貨をもつて支払われる債券を除く。次項において同じ)に係る債務について保証することができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第二項の規定により発行する債券に係る債務について、保証することができる。

第二十五条第一項に次の一号を加える。

四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

第二十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

第二十九条第一項中「主務大臣がの下にこの法律の定めるところに従い」を加え、同条第二項中「又は融通法を削り、認めるときは」の

下に、公庫からの報告又は次条第一項の規定による検査の結果に基づきを加える。

第三十条を削る。

第三十一条第一項中「必要がをこの法律を施行するため必要がに改め、同項ただし書中「但し」をただしに改め、同条第二項中「証券」を「証明書」に、「呈示しなければを提示しなければに改め、同条第三十条とする。

「第六章 補則」を「第六章 雑則」に改める。

第三十二条を削る。

第三十三条の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条中「貸付」を「貸付け」に、「附随するを「付随する」に改め、第六章中同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(解散)

第三十二条 公庫の解散については、別に法律で定める。

第三十四条の見出しを「(主務大臣等)に改め、同条中「財務大臣の下に」とし、主務省令は、農林水産省令・財務省令を加え、同条を第二十三条とする。

第三十五条中「公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員が、第二十一条第一項を第二十条第一項に改め、「又は」の下に「同項の規定によるを加え」とときは、十万円を場合には、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員は、三十万円に改め、第七章中同条を第三十四条とする。

第三十六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条を第三十五条とし、第三十七条を第三十六条とする。

附則第二十四項中「利率の欄」の下に「年三分五厘」とあるのは「年三分五厘以内で主務大臣の定める利率」とを加える。

別表第一の第一号(二)の次に次のように加える。

二、農業経営の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定する年五分二十年

三年

別表第一の第一号(九)の貸付金の種類の欄中「資金」の下に(当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む)を加える。

別表第二の第一号の二の貸付金の種類の欄中「第一号の六の下に、第一号の七を加え、同号の利率の欄中及び第一号の六を、第一号の六及び第一号の七」に改める。

第二条 自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)は、廃止する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法別表第二の第一号から第二号まで、第二号(一)及び第四号(一)の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

第三条 農林漁業金融公庫は、当分の間、第一条の規定による改正後の農林漁業金融公庫法次項において「新法」という。第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第二項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法

(昭和四十四年法律第八十号)第十四条第一項及び第十五条第一項の規定により承継した権利の処理に関する業務を行うことができる。

2 前項の規定による業務は、新法の適用については、新法第十八条第四項の業務とみなす。

第四条 農林漁業金融公庫は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という)までに、施行日の属する四半期における短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(自作農維持資金融通法の廃止に伴う経過措置) 第五条 この法律の施行前に第一条の規定による廃止前の自作農維持資金融通法第二条の規定により農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第一号中「長期借入金の限度額」の下に、「農林漁業金融公庫にあつては借入金(農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第二百五十五号)第二十四條第四項の規定による短期借入金を除く)の限度額」を加え、同項第二号中及び沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債券を、沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債券及び農林漁業金融公庫債券に改め、とする公営企業

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

債券の下に「若しくは農林漁業金融公庫債券」を加え、同条第三項中「沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券」の下に、「農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融公庫債券」を加える。  
(北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部改正)

第八条 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「貸付」を「貸付け」に、「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号を、第十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号に、「第二十九條第二項中「融通法」とあるのは、「を」第十二條の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中「附則第二十三項を、第三十五條第三号中「第十八條の三まで及び」に改める。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第九条 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「行なう」を「行う」に、「第二十九條第二項及び第三十條第二項を、第十二條の二第二項第一号、第二十九條及び第三十條第一項に、「同法第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」同号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び同項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「自作農維持資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)を、産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号。以下「融通法」という。)に、「自作農

維持資金融通法」を「融通法」に改める。

(南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部改正)  
第十条 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和四十二年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「行なう」を行うに、「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号を、第十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号に、「第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」第十二條の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中「附則第二十三項を、第三十五條第三号中「第十八條の三まで及び」に改める。  
(勤労者財産形成促進法の一部改正)  
第十一条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
第十条第四項中「同法第三十二條第二項を」同項に、「自作農維持資金融通法」を「融通法」に改める。  
(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)  
第十二條 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。  
第十二條の二第二項第一号中、「産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)若しくは自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)を」若しくは「産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号。以下「融通法」という。)に改める。  
第十九條第三項中「産業労働者住宅資金融通

法を、融通法」に改め、及び自作農維持資金融通法第二條に規定する資金の貸付けの業務」を削る。

第二十二條第一項中、「産業労働者住宅資金融通法及び自作農維持資金融通法」を「及び融通法」に改める。

第十三條 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和五十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中、「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、第三項中「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号を、第十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号に、「第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」第十二條の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中「第三十五條第三号」に改める。  
(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)  
第十四條 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号を、第十二條の二第二項第一号、第二十九條及び第三十條第一項に、「同法第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」同号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び同項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に改める。

(この法律又は」に改める。  
(特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正)  
第十五條 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中、「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同条第三項中「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号を、第十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号に、「第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」第十二條の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中「第三十五條第三号」に改める。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)  
第十六條 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。  
第六條第一項中、「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同条第三項中「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号を、第十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号に、「第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」第十二條の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中「第三十五條第三号」に改める。

(獣医療法の一部改正)  
第十七條 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中、第四項及び第五項を「及び第四項」に改め、同条第三項中、第二十九

第十八条 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中、第四項及び第五項を「及び第四項」に改め、同条第三項中、第二十九

第十九条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二

第十一條第一項中、第四項及び第五項を「及び第四項」に改め、同条第三項中、第二十九

条第三号を「第十二条の二第二項第一号、第二十九

理由

特定の農業部門における農業経営の規模の拡大とその効率化を総合的かつ計画的に推進するため、農林漁業金融公庫が貸し付ける資金の種類を

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、意欲ある担い手に対して経営の実情に応じた資金の融通を行うため、農林漁業金融公庫資金制度の見直しを行うとともに、財政改革を踏まえ、農林漁業金融公庫の資金調達手段の多様化、自律性の向上を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林漁業金融公庫資金制度の見直し
(一) 農業経営の規模拡大に際して、土地改良、農地取得などの前向き投資に加え、既往負債の償還負担の軽減を図ることのできる資金を創設すること。
(二) 自作農だけでなく、借地型経営や施設型経営を含めて、既往負債の償還負担の軽

減を含めて農業経営の維持安定のための資金を融通することのできる資金を創設すること。

2 農林漁業金融公庫の資金調達手段の多様化
農林漁業金融公庫が市場から資金を自己調達することを可能とするため、農林漁業金融公庫債券を発行することができるとともに、政府がこの債券に係る債務を保証することができるとすること。

3 農林漁業金融公庫の自律性の向上を図るための措置
農林漁業金融公庫が経済環境の変化に主体的かつ機動的に対応することにより市場の信頼を得ていくことが可能となるよう、従たる事務所の設置に係る主務大臣認可の廃止など、農林漁業金融公庫に係る諸規制の見直しを行うこと。

4 自作農維持資金融通法の廃止
自作農維持資金融通法を廃止すること。
5 施行期日
この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、意欲ある担い手に対して経営の実情に応じた資金の融通を行うため、農林漁業金融公庫資金制度の見直しを行うとともに、財政改革を踏まえ、農林漁業金融公庫の資金調達手段の多様化、自律性の向上を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
三 本案施行に伴う予算措置
平成十三年度政府関係機関予算において、農林漁業金融公庫債券の発行限度額は三百億円と定められており、また、同年度一般会計予算において、その政府保証の限度額は百五十億円及

びその利息に相当する金額とされている。右報告する。
平成十三年三月十五日
農林水産委員長 堀込 征雄
衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)
農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、意欲ある担い手を確保することにより、「食料・農業・農村基本法」の目指す効率的かつ安定的な農業経営体を広範に育成し、地域の特性に応じた望ましい農業構造が確立されるよう、左記事項の実現に努め、もって我が国農業の持続的発展に万全を期すべきである。

記
一 農業経営資源活用総合支援対策において、農家負債の負担軽減等が円滑になされるよう、農家の立場に立った経営診断・相談的確な実施など、経営体育成強化資金、農業経営維持安定資金等の農業経営資源活用総合融資の資金を適切に融通するための万全の体制を整えること。
また、これら資金の貸付けに当たっては、個々の農業経営の実情に応じ、迅速かつきめ細かな融資がなされるよう、融資手続きの簡素化・合理化を図るとともに、物的担保や保証人の徴求について弾力的な運用に努めること。

二 農業経営資源活用総合融資の資金の融通を受けた者等に対し、実情に応じた着実な経営改善が図られるよう、農業改良普及センター等の指導に万全を期すること。

三 農業経営資源活用総合融資の資金の融資枠については、今後の資金需要を踏まえつつ、適切に確保すること。

四 意欲ある担い手を育成・確保するため、農地保有合理化事業を一層推進するとともに、経営を単位とした農業経営所得安定対策の確立に向けての検討を促進すること。

平成十三年三月十六日 衆議院會議録第十四号

五 農家負債の現状にかんがみ、農家に対して民事再生法の適用がある場合には、農林漁業金融公庫も農家の実情に応じて適切な対応をとること。

六 財投機関債の公募発行による資金の自己調達を行うに当たっては、農林漁業金融公庫の業務運営の一層の効率化を期するとともに、農林漁業者に対して一般の金融機関が融通することを困難とする長期かつ低利の資金を融通する同公庫の使命が損なわれることのないよう、十分に留意すること。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案  
右の議案を提出する。

平成十三年三月十五日

提出者 農林水産委員長 堀込 征雄

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「平成十三年三月二十一日を平成十八年三月二十一日に、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)第二条の規定による集約酪農地域又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)第三条の規定による集約酪農地域の区域若しくはは、区域内において牛乳の処理又はを「区域(以下この項において「集約酪農地域等の区域」という。)内において牛乳の処理若しくはは、又は取得をする場合(当該区域を若しくはは取得をする場合)集約酪農地域等の区域」に、「同法第三条の規定による集約酪農地域又は同法第二条の四第三項において準用する同法第二条の第三項の規定による協議が調った酪農に関する事項を含む市町村計画が作成された市町村の区域を、集約酪農地域等の区域」に改め、(含む。の下に)又は牛乳若しくはは乳製品の

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

流通に必要な施設(主として集約酪農地域等の区域内において牛乳を処理し、又は乳製品を製造する施設(集約酪農地域等の区域外において牛乳を処理し、又は乳製品を製造する施設であつて、当該施設において処理又は加工される生乳の相当部分が集約酪農地域等の区域内において生産される牛乳であるものを含む)において処理された牛乳又は製造された乳製品を取り扱うものに限る)の改良、造成若しくは取得をする場合を加え、これをこれらに改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設についての長期低利の資金の融通に関する臨時措置を更に五年を限り延長するとともに、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する長期低利の資金の融通に関する臨時措置の対象として牛乳又は乳製品の流通に必要な施設を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成十三年二月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項及び第七十五条第二項中「六万六千円を、七万二千円に、「二万四千円」を、「三万六千円」に改める。  
(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第二条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「平成十二年四月分を平成十二年四月分」に改め、同項の表中「五六六、四〇〇円を、五六七、四〇〇円に、「二九八、〇〇〇円を、二九九、〇〇〇円に改め、同条第四項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則第十二條第三項中「六万六千円を、七万二千円に、「二万四千円」を、「三万六千円」に改める。

附則第十四條第二項中「十四万二千二百円を、十四万五千二百円に改める。  
附則第十五條第一項中「二十九万九千五百円」を、「四十万二千円」に、「二十九万九千六百円」を、「三十万五千五百円」に改め、同条第四項中「九万三千九百十円を、九万六千二百十円」に改める。

附則

第一條 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

第二條 扶養家族に係る年額の加給をされた増加額(傷病恩給の年額の改定)  
恩給又は特例傷病恩給については、平成十三年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五條第二項(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む)又は改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十一号)附則第十三條第三項の規定によって算出して得た年額に改定する。

(扶助料等の年額の改定)

第三條 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、平成十三年四月分以降、その加給の年額を、改正後の恩給法第七十五條第二項の規定によって算出して得た年額に改定する。

第四條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)次条において法律第五十一号という。附則第十四條第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成十三年四月分以降、その加算の年額を、改正後の同項に規定する年額に改定する。

第五條 傷病者遺族特別年金については、平成十三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によって算出して得た年額に改定する。

第六條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

理由

最近の経済情勢等にかんがみ、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
議案の目的及び要旨

本案は、恩給受給者に対する処遇の改善を図るため、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部を引き上げるほか、遺族加算額等についても所要の改定を行うおとすもので、その主な内容は次のとおりである。  
1 普通恩給等の最低保障額の増額  
實在職年六年未満の者に係る普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成十三年四月分以降、それぞれ五十六万七千四百円、二十九万九千円に引き上げること。

2 公務関係扶助料に係る遺族加算の増額

公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成十三年四月分以降、十四万五千二百円に引き上げること。

3 傷病者遺族特別年金の基本年額等の増額

(一) 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成十三年四月分以降、傷病年金又は第一款証以上の特例傷病恩給受給者の遺族については、四十万二千円に、第二款証以下の特例傷病恩給受給者の遺族については、三十万五千円に、それぞれ引き上げること。

4 扶養加給の増額

(一) 増加恩給又は第一款証以上の特例傷病恩給受給者の扶養家族のうち、二人までに係る加給の年額を、平成十三年四月分以降、一人につき七万二千円に、その他の扶養家族一人に係る加給の年額を、同年同月分以降、三万六千円に、それぞれ引き上げること。

5 施行期日

この法律は、平成十三年四月一日から施行すること。

議案の可決理由

最近の経済情勢等にかんがみ、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部の引上げ等を行うこととする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成十三年度一般会計予算に約九億七千三百万円が計上されている。

平成十三年三月十六日 衆議院会議録第十四号

平成十三年三月十五日

総務委員長 御法川英文  
衆議院議長 綿貫 民輔殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成十三年二月十八日  
内閣総理大臣 森 喜朗

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
裁判所職員定員法昭和二十六年法律第五十三号の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、三六〇人」を「一、三九〇人」に改める。

第二条中「二万六千六百四十八人」を「二万六千六百五十七人」に改める。

附則

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の定員及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方裁判所における民事訴訟事件、倒産事件及び民事執行法に基づく執行事件並びに家庭裁判所における家庭事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 判事の員数を二十人増加すること。

2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を九人増加すること。

3 この法律は、平成十三年四月一日から施行

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書  
設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費  
平成十三年度裁判所関係予算に、約四億九千三百万円が計上されている。

平成十三年三月十六日  
法務委員長 保利 耕輔  
衆議院議長 綿貫 民輔殿

別紙

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
に対する附帯決議

一 政府及び最高裁判所は、近時、急増を続ける倒産事件等及び社会・経済情勢の変化に伴い複雑多様化する各種紛争事件の適正・迅速な処理を図るため、また、司法制度改革審議会において

別表第一「表浦和地方裁判所の項を次のように改める。

さいたま地方裁判所

別表第二「表浦和家裁判所の項を次のように改める。

さいたま家庭裁判所

さいたま家庭裁判所

別表第四「表名称の欄中「浦和簡易裁判所」を「さいたま簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「新島本村」を「新島村」に、「浦和市」を「さいたま市高砂三丁目」に、「大宮市」を「さいたま市高島町三丁目」に、「兵庫県多紀郡篠山町」を「篠山市」に改める。

別表第五「表地方裁判所及び家庭裁判所の欄中「浦和」を「さいたま」に改め、同表新島簡易裁判所の管轄区域の欄中「新島本村」を「新島村」に改め、

て行われている審議の動向をも踏まえ、裁判官及びその他の裁判所職員の増加、下級裁判所の施設の充実等裁判所の人的・物的拡充に努めること。

二 最近の福岡における捜査情報の漏えい問題によって、検察官、裁判官に対する国民の信頼が損なわれていることは誠に遺憾であり、政府及び最高裁判所は、速やかに司法に対する国民の信頼を回復するよう努めること。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成十三年二月二十七日  
内閣総理大臣 森 喜朗

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

案  
(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

さいたま市

さいたま市

さいたま市

同表八「上子簡易裁判所の管轄区域の欄中「秋川市」をあきる野市」に改め、「五日市町」を削り、同表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「出無市」保谷市」を「西東京市」に改め、同表青梅簡易裁判所の管轄区域の欄中「福生市」を「福生市」羽村市に改め、「羽村町」を削り、同表神奈川簡易裁判所の管轄区域の欄中「緑区」を「緑区 青葉区 都筑区」に改め、同表浦和簡易裁判所の項を次のように改める。



第二十六條第一項中「六万六千円を七万二千円に、百九十五万六千二百円を百九十五万九千二百円に改める。

第二十七條第一項中「六万六千円を七万二千円に、五万三千三百円を五万六千円に、百九十五万六千二百円を百九十五万九千二百円に、百五十五万三千二百円を百五十五万六千二百円に改め、同条第三項の表中「四九三、四一〇円を四九八、三二〇円に、「三九三、五一〇円を三九七、八一〇円に、「二七三、七二〇円を二七七、二二〇円に改める。

第二十八條第二項第一号中「六万六千円を七万二千円に改め、同項第二号及び第三号中「五万三千三百円を五万六千円に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第二條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「六万六千円を七万二千円に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第四項中「六万六千円を七万二千円に、「五万三千三百円を五万六千円に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第四條 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「平成五年四月一日を平成十三年四月一日に改め、同条ただし書中「平成五年三

平成十三年三月十六日 衆議院會議録第十四号

月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

第三條第一項中「平成五年四月一日を平成十三年四月一日に改め、同項第一号中「平成五年四月二日以後平成八年十月一日前を平成十三年四月二日以後同年十月一日前に改め、同項第三号及び第四号中「平成八年十月一日を平成十三年十月一日に改める。

第四條第一項中「三十万円を十五万円に、「十五万円を七万五千円に、「十年を五年」に改める。

附則第二項中「平成八年十月一日を平成十三年十月一日に改める。

附則 (施行期日)

第一條 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第四條及び次条から附則第四條までの規定は、同年十月一日から施行する。(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第四條の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

2 第四條の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)第三條第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。)附則第二條第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。(特別給付金の支給の特例)

第三條 新法第二條中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

條第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者(次に掲げる者を除く。)には、同項の特別給付金を支給する。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号。以下「昭和五十一年改正法」という。)附則第六條の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三條第二項の特別給付金(以下「昭和五十一年継続特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十三号。以下「昭和六十一年改正法」という。)附則第四條の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成三年法律第五十五号。以下「平成三年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三條第一項の特別給付金(以下「昭和六十一年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法附則第三條の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三條第一項の特別給付金(以下「平成三年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法附則第三條の規定により旧法第三條第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

第四條 次の各号に掲げる戦傷病者等(平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡したものに限る。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含む。)であつて、当該各号に

掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの(平成十三年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。)には、新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、新法第二條各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがあつたときは、当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

一 昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 昭和六十一年改正法附則第三條第四項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三條第一項の特別給付金及び昭和五十一年継続特別給付金を受ける権利を取得した者

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條に規定する戦傷病者等 昭和六十一年改正法附則第三條第三項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を

取得した者

取得した者

一三三



欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む)にかかわらず、これらの規定による平成十年の年平均の物価指数(従前の総務庁において作成した全国消費者物価指数をいう)の比率を基準とする改定は、行わない。

Table with 4 columns: 国民年金法(昭和二十四年法律第百四十一号)による年金たる給付(付加年金を除く)の額, 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付の額, 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額, 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第四項に規定する年金たる保険給付の額. Each row lists the applicable law and the corresponding benefit amount.

Table with 2 main columns: 附則 (施行期日) and 理由. The '附則' column contains detailed provisions regarding the implementation of the laws, including specific dates and conditions. The '理由' column provides the rationale for these provisions, such as the need to maintain consistency with previous laws and address economic conditions.

平成十三年三月十六日 衆議院會議録第十四号 平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案及び同報告書

平成十三年三月十六日 衆議院會議録第十四号

平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案及び同報告書

動に應じた改定の措置を講じないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十三年度における特例措置として、公的年金及び各種手当等の額を平成十二年度と同額に据え置くこととするもので、その要旨は次のとおりである。

1 平成十三年度において、特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等について、物価スライドによる年金の額等の改定の措置を講じないこと。

2 政府は、次期財政再計算までに、特例措置を講じたことによる財政影響を考慮して、給付額や物価スライド規定の在り方等について検討すること。

3 この法律は、平成十三年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十三年度における特例措置として、公的年金及び各種手当等の額を平成十二年度と同額に据え置くことは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成十三年度において国庫負担額で約五百十四億円と見込まれている。

右報告する。

平成十三年三月十六日

厚生労働委員長 鈴木 俊一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

発行所 東京 千代田区 八丁目  
番四号 財務省印刷局  
電話 03 (3587) 4294  
定価 本号一部  
五円

明治三十九年三月三十一日  
第...種郵便物認可